

奈良県社会教育委員会会議傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻の5分前までに、会場受付で、所定の用紙（第1号様式）に氏名住所を記入し、傍聴席についてください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者の定員は、原則として10名とします。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けます。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。

- (1) 事務局の指示に従って入場し、所定の席に着席してください。
- (2) 携帯電話等の電源は必ず切ってください。
- (3) 写真撮影、ビデオカメラ、ICレコーダー等による録画・録音はできません。
- (4) 会議の開催中は静かに傍聴してください。
- (5) 委員等の言論に対し拍手その他の方法により賛否を表明することはできません。
- (6) 会議中は、飲食及び喫煙、新聞・書籍等の閲覧はできません。
- (7) 会議開催中の入退室は、やむを得ない場合を除きできません。
- (8) 人に危害を与えるおそれのある物を携帯している方、酒気を帯びている方、その他、秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。

※ 報道機関の取材等については、上記の傍聴の際の注意事項に基づき、議事の進行を妨げないようにしてください。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、議長及び事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2に違反したときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が2の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

整理番号 ()

奈良県社会教育委員会議傍聴申請書

令和6年度第2回奈良県社会教育委員会議（令和7年2月27日開催）を傍聴したいので申請します。

令和7年2月27日

奈良県社会教育委員会議議長 殿

申請者
住 所
氏 名